

指定緊急避難場所・指定避難所等の指定基準表

区分	災害の種類	指定基準
指定緊急避難場所	洪水（内水氾濫を含む）	次のいずれかの条件を満たす施設とする。 1 国又は神奈川県が水防法に基づき指定する「洪水浸水想定区域」外に立地していること。 2 上記「浸水想定区域」の区域内に立地する場合には、洪水（内水氾濫を含む）に対して安全な構造で、想定水位以上の高さに避難スペースがあること。
	崖崩れ	次のいずれかの条件を満たす施設又は場所とする。 1 土砂災害防止法に基づき神奈川県が指定する「土砂災害警戒区域」及び「土砂災害特別警戒区域」の区域外に立地していること。 2 上記「土砂災害警戒区域」及び「土砂災害特別警戒区域」の区域内に立地する場合には、原則としてＲＣ造（鉄筋コンクリート造）又はＳＲＣ造（鉄骨鉄筋コンクリート造）等であること。
	地震	昭和56年の建築基準法施行令改正により導入された新耐震基準に適合している、若しくは耐震診断や耐震改修により耐震安全性が確認されている施設であること。
	津波	次の条件を満たす施設とする。 1 津波防災地域づくりに関する法律に基づき、神奈川県が指定する「津波浸水想定」の浸水想定区域内及びその周辺にあること。 2 施設にあたっては、昭和56年の建築基準法施行令改正により導入された新耐震基準に適合している、若しくは耐震診断や耐震改修により耐震安全性が確認されていること。 3 津波浸水想定区域内の施設にあっては、津波防災地域づくりに関する法律第56条第1項に掲げる基準 ^{※1} に適合していること。
	高潮	次のいずれかの条件を満たす施設とする。 1 国又は神奈川県が水防法に基づき指定する「高潮浸水想定区域」外に立地していること。 2 上記「浸水想定区域」の区域内に立地する場合には、高潮に対して安全な構造で、想定水位以上の高さに避難スペースがあること。
	大規模火災	多数の人員を収容でき、火災が延焼拡大した際に、火災の輻射熱や煙から逃れ、生命の安全を確保できる空地等 ^{※2} とする。
	火山現象	噴火に伴う降灰等から逃れ、屋内に滞在できる施設とする。

※1 津波防災地域づくりに関する法律第56条第1項第1号の国土交通省令で定める技術的基準については、津波防災地域づくりに関する法律施行規則第31条による。また、具体的な構造方法については、「津波浸水想定を設定する際に想定した津波に対して安全な構造方法等を定める件」（平成23年国土交通省告示第1318号）による。

※2 「大規模火災」の指定緊急避難場所に学校施設等を指定する場合は、グラウンド等の空地を指定緊急避難場所とする。

区分	指定基準
指定避難所	次の条件を満たす施設とする。 - 被災者の生活の場として、十分な面積を有していること。 - 速やかに被災者等を受け入れ、又は生活関連物資を配布することが可能な構造又は設備を有していること。 - 昭和56年の建築基準法施行令改正により導入された新耐震基準に適合している、若しくは耐震診断や耐震改修により耐震安全性が確認されていること。 - 原則、災害による影響が比較的少ない場所に立地していること。 - 物資搬送車両が乗り入れできるような道路に面し、乗り入れに十分な駐車場を備えていること。
福祉避難所 (二次)	指定避難所での生活が困難な要配慮者が、福祉避難所（二次）等へ移動するまでの間、一時的に避難する施設とする。地区防災拠点本部が設置される市内13地区の市民センターを指定する。
福祉避難所 (一次)	災害時における要配慮者の緊急受入等に関する協定を締結した、高齢者・障がい者等の福祉施設等とする。災害時において、福祉避難所（二次）としての本来機能が果たせるよう、市民等に対する平時からの公表は行わないこととする。
津波避難ビル	次の要件を満たす施設とする。ただし、市長が必要と認めるときは、この限りではない。 - 昭和56年の建築基準法施行令改正により導入された新耐震基準に適合している、若しくは耐震診断や耐震改修により耐震安全性が確認されていること。 - 建築物等で基準水位よりも高い位置に避難場所が確保でき、かつ、当該場所までの避難上有効な階段その他の経路があること。 - 建築物等の内部又は屋上部分等の外部を津波から一時的に避難できるスペースとして利用できること。屋上部分等を使用する場合には、防護柵の設置等の転落防止策が講じられていること。 - 共同住宅である場合にあっては、廊下及び階段室等の共有部分を津波から一時的に避難できるスペースとして利用できること。 - 藤沢市建築物を津波避難ビルとして使用するための協定の締結に関する要綱別表に定める区域内に立地又は新築する建築物等であること。
津波一時避難場所	津波防災地域づくりに関する法律に基づき神奈川県が指定する「津波浸水想定」の津波浸水想定区域内及びその周辺にあり、多数の人員を収容できる空地等とする。また、津波浸水想定区域内の空地等にあっては、想定浸水深以上の高さにあり、生命の安全を確保できることとする。